

EU Sustainability Developments

EFRAGが簡素化した 欧州サステナビリティ 報告基準(ESRS)の 公開草案を公表

重要ポイント

- 第一弾オムニバス簡素化パッケージの一環として、欧州委員会(EC)はEFRAGに対し、欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)の簡素化に関するテクニカルアドバイスを依頼しました。
- EFRAGは簡素化されたESRSに関するフィードバックを得るため、2025年9月29日までのパブリック・コンサルテーションのための公開草案を公表しました。
- 提案された簡素化基準は大幅に合理化されており、必須データポイントは57%削減され、任意データポイントは削除されています。
- EFRAGは寄せられた意見を分析し、2025年11月30日までにECにテクニカルアドバイスを提出する前にESRSを修正します。
- ECは、改訂版ESRS委任規則を可及的速やかに採択することを目指しています。
- 改訂版ESRS委任規則が発効するまでは、Wave1の報告義務者は、直近で発行された「緊急措置(Quick-fix)」規則による負担軽減措置を考慮しつつ、2023年に採択されたESRSに基づき、報告を継続する必要があります。

2025年7月31日、EFRAGは、2023年7月に欧州委員会(以下、「EC」)が採択した12の欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)(以下、「ESRSセット1」又は「ESRS」)を簡素化した公開草案(ED)を公表しました。当該公開草案では、ESRSセット1に対して、重要な簡素化が提案されており、基準全体における必須データポイント数が57%削減されています。

今回のESRS改訂は、2025年2月に発表されたECの第1弾オムニバス簡素化パッケージを契機として行われたものです。このパッケージの目的は、企業サステナビリティ報告指令(CSRD)の適用を受ける欧州企業の報告負担を軽減することにあります¹。

EFRAGは、ESRS改訂にあたり次の6つの方策を特定しました。

- ダブル・マテリアリティ評価(以下、「DMA」)の簡素化
- サステナビリティ報告書の読みやすさ及び簡潔性の向上
- 全般的開示要求とトピック別基準との重複の排除
- ESRS基準の理解可能性・明確性・アクセシビリティの改善
- 複数の負担軽減措置の導入
- 国際的な報告基準との相互運用性の強化

EFRAGは、改訂版の12のESRS草案及び関連用語集に加え、パブリック・コンサルテーションに付随する複数の資料も公表しました。これには、結論の根拠、ESRSセット1と草案の詳細比較(改訂履歴)、任意の例示的ガイド(NMIG)、FAQ、そして背景・簡素化の主要要素・今後の予定を1ページにまとめた資料が含まれます。

EFRAGによる草案に関するパブリック・コンサルテーションは、2025年9月29日まで実施されます。寄せられた意見は、EFRAGが草案を修正する際に考慮され、その後2025年11月30日までにECへテクニカルアドバイスとして提出されます。ECは、改訂版ESRS(テクニカルアドバイスと異なる可能性あり)を、委任法によって採択する予定です。

¹ 当社の以下の発行物をご参照ください。

新EUタクソノミーに係る委任規則: [How to navigate the EU Omnibus simplification package, EY EU Sustainability Developments Issue 8](#)
緊急措置に係る委任規則: [EY EU Sustainability Developments Issue 9](#)



Shape the future
with confidence



The better the question. The better the answer. The better the world works.

エグゼクティブサマリー

本資料は、公開草案(ED)で提案された主な変更点を包括的に概観し、全般的及び個別の改訂点を示しながら、読者が改訂内容を理解できるようガイドすることを目的としています。

冒頭のセクションでは、ESRSに対して行われた全体的な改善、特に読みやすさと簡潔性の向上に焦点を当てています。その後、全般原則及び全般的開示要求に関する横断的基準(ED ESRS 1及びED ESRS 2)に特に重点を置いています。当該基準には最も抜本的な改訂が含まれており、その多くは他のすべてのトピック別ESRSに波及的な影響を与えます。さらに、本資料では、気候変動、その他の環境トピック、社会トピック、事業活動(の実践)など、トピック別基準における主要な改訂点について詳細に説明しています

参照しやすいように、重要な変更点は太字で示しており、各項目についてより詳細な情報も用意しています。これにより、読者は自分のニーズに応じて適切な詳細度を選ぶことができます。

本資料の随所に「弊法人のコメント」ボックスを設けており、実務上の論点や重要な領域に注意を向けることで、意見提出者が更新された要件を検討する際の一助となるようになっています。本コンテンツは、Wave1の初度開示から得られた経験、EFRAGが受け取ったフィードバック、そしてEFRAGの起草過程で大きな議論を呼んだテーマを踏まえて構成されています。

ESRSに対して提案されている主な変更点は以下のとおりです。

- 同じ報告分野とトピックをカバーしつつ、開示要件及び基準の分量を**大幅に削減**
- **基準の構造を再構成し、読みやすさと明確性を向上**
- **厳格に規定された基準を緩和し、柔軟性を拡大**
- **適正な表示(fair presentation)の概念の導入**
- **情報の重要性を一般的なフィルターとしてより重視**
- より焦点を絞ったアプローチ及びトップダウンアプローチ適用の可能性を伴う、**簡素化されダブルマテリアリティ評価プロセス**
- 負のインパクトのマテリアリティを評価する際に、救済、緩和、防止のための行動をどのように考慮するかに関する「**グロス対ネットのガイダンス**」
- 情報の表示における集計レベルの柔軟性の強調を伴う、**報告すべきトピックと重要なIRO(インパクト、リスク及び機会)**との関係を明確化
- 新たな規定と例外(例:リース資産)を伴う**報告バウンダリー**
- 過大なコストや労力の原則の適用、指標に関する部分的範囲の報告、買収・売却、予想される財務影響の開示など、**新たな重要な免除措置**の導入
- 温室効果ガス排出量及びエネルギー報告(ESRS E1)における新しいバウンダリー設定など、**トピック別 ESRS におけるさらなる変更提案**

IFRSサステナビリティ開示基準との相互運用性の向上は、ESRS改訂を導く**簡素化の方策**のひとつでした。基準の文言をより整合させ、適正な表示、過大なコストや労力、報告バウンダリーといった主要な原則を調和させるために大きな取り組みが行われています。

一方で、一部の簡素化や新たな免除措置の導入により、両方の基準一式に準拠しようとする企業にとって、追加的な留意点が生じる可能性があります。本資料では、関連する各セクションにおいて、相互運用性に関する主要項目を取り上げています。

	Shall DP*			May DP*			DP の合計*			ページ数**		
	セット 1	ED	(必須データポイント)	セット 1	ED	(任意データポイント)	セット 1	ED	(DP の合計)	セット 1	ED	(ページ数)
ESRS 1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	35	31	-11%
ESRS 2	134	68	-49%	12	0	-100%	146	68	-53%	32	23	-28%
E	364	146	-60%	137	0	-100%	501	146	-71%	94	38	-60%
S	263	112	-57%	110	0	-100%	373	112	-70%	84	33	-61%
G	42	21	-50%	11	0	-100%	53	21	-60%	9	5	-44%
Total	803	347	-57%	270	0	-100%	1073	347	-68%	254	130	-49%

*出所: EFRAG, Basis for Conclusions, Draft Amended ESRS July 2025, pp. 81-82

** 出所: EY, すべての基準のページ数に基づき、目次から始まり、付録を含める(用語集は除外)

皆さまの声を基準策定に生かしましょう

初回のCSRD報告サイクルを経て、多くのWave1企業及びその他のステークホルダーが、貴重な教訓と課題を共有しました。今回のEFRAGによるパブリック・コンサルテーションは、基準を合理化し、解釈上明確で、かつ実務的に適用可能なものとするために、ステークホルダーが関与できる重要な機会です。

本コンサルテーションには30の対象を絞った質問が含まれており、特定のパラグラフや開示要件について詳細なコメントを提出することができます。

現時点での貢献は、将来における解釈上の課題や実務上の困難を軽減することに寄与します。特に、ガイダンスが限られており、業務上の複雑性が高い可能性のある分野において有効です。報告書作成者が各要件を確認する際に念頭に置くべき指針の一つは、「これは効果的に適用できるほど明確かどうか」であり、求められている内容だけでなく、それを実務でいかに実行できるかにも焦点を当てる必要があります。

さらに、改訂がIFRSサステナビリティ開示基準との相互運用性の向上と、簡素化の目的達成との間で適切なバランスを実現しているか否かも、EFRAGに対する重要なフィードバック分野となります。

Contents

1	読みやすさと簡潔性向上のための全般的改訂	6
1.1.	ESRSの大幅な合理化	6
1.2.	改訂版の構造と作成規則	6
1.3.	サステナビリティ報告書の読みやすさ向上	7
2	全般原則の改訂 - ED ESRS 1	8
2.1.	適正な表示	8
2.2.	サステナビリティ報告の基礎としてのダブルマテリアリティ	9
2.2.1.	情報の重要性を一般的フィルターとして活用	9
2.2.2.	DMA実施時の実務的考慮事項	9
2.2.3.	「グロス対ネット」.....	10
2.2.4.	報告すべき情報の決定	11
2.3.	報告バウンダリー	11
2.4.	救済措置	12
3	全般的開示の改訂 - ED ESRS 2	15
3.1.	ESRS 2 の再構成とトピック別基準との相互作用	15
3.1.1.	方針、行動及び目標に関する全般的開示要件	15
3.1.2.	その他のESRS 2全般的開示要件	15
3.2.	財務的影響及びレジリエンス開示に関する救済措置	16
4	気候変動基準の改訂 – ED ESRS E1	17
4.1.	ESRS 2 開示に関する気候関連仕様の再構成	18
4.2.	移行計画: ED ESRS1の根幹を成す要素であり続ける	18
4.3.	方針・行動・目標に関する気候特有の要件の削減	18
4.4.	指標の削減とより細かい粒度のエネルギーに関する報告	18
4.5.	温室効果ガス排出及びエネルギー報告の新しいバウンダリー	19
4.6.	主要な指標への注力	19
4.6.1.	気候関連リスクとシナリオ分析に関する同様の要件	19
4.6.2.	ファイナンスD・エミッションの算定手法	20
4.6.3.	金融機関における原単位目標と絶対量削減目標	20
4.6.4.	ネットゼロという用語とカーボンプライシングの報告	20
4.6.5.	予想される財務的影響	20
5	他の環境基準の改訂 – ED ESRS E2 から E5	22
5.1.	概要	22
5.1.1.	ESRS 2の 開示要求に係るトピック別の詳細要件の削除	22
5.1.2.	方針、行動及び目標(PAT)に関して簡素化された開示要求	22
5.1.3.	サイト別開示	22
5.1.4.	新しい用語と定義	22
5.1.5.	予想される財務的影響に関する開示要求を全て削除	23
5.2.	各基準における具体的な変更点のポイント	23
5.2.1.	汚染(E2)に関するポイント	23
5.2.2.	水 (E3)に関するポイント	23

5.2.3.	生物多様性及び生態系(E4)に関するポイント.....	23
5.2.4.	循環経済(E5)に関するポイント.....	23
6	社会基準の改訂.....	25
6.1.	概要.....	25
6.1.1.	トピック・サブトピック・サブサブトピック	25
6.1.2.	定性的開示の削減.....	25
6.2.	自社従業員基準の改訂 - ED ESRS S1	26
6.2.1.	指標の簡素化	26
6.2.2.	マテリアリティの明確化、閾値及び方法論の改定	26
6.2.3.	主要な指標に関するポイント	27
6.3.	その他の社会基準の改訂- ED ESRS S2 から S4	28
7	事業活動(の実践)の改訂 - ED ESRS G1	29
7.1.	構成の見直し	29
7.2.	定性的開示と指標の再整理	30
8	次のステップ	31

1 読みやすさと簡潔性向上のための全般的改訂

EFRAGがESRS改訂において適用した包括的な方策のひとつは、ESRSを大幅に合理化し、基準及びサステナビリティ報告書の双方の読みやすさ向上させることです。

1.1. ESRSの大幅な合理化

ESRSセット1における開示要件(DR)の複雑さや詳細度に関するステークホルダーからのフィードバックを受け、公開草案では、同じ報告分野とトピックをカバーしながら、データポイント数及びESRSの分量を大幅に削減することが提案されています。これにより、全基準にわたって必須データポイントは約57%削減され、すべての任意データポイントが削除されることになります。基準の分量は全体で約50%削減されました。

ESRS	ESRS セット 1	公開草案	削減	NMIG(任意の例示的ガイドンス)へ移動
Shall DP*(必須データポイント)	803	347	-57%	67
May DP*(任意データポイント)	270	0	-100%	93
合計*	1073	347	-68%	160
ページ数**	254	130	-49%	

* 出所: EFRAG, Basis for Conclusions, Draft Amended ESRS July 2025, pp. 81-82

** 出所: EY, すべての基準のページ数に基づき、目次から始まり、付録を含める(用語集は除外)

1.2. 改訂版の構造と作成規則

基準の構造が改訂され、必須内容と任意内容が明確に区分されました。

必須データポイント	すべての必須データポイント("shall disclose / shall include / shall report / shall describe / shall explain")は、 基準の本文 に掲載されます。
必須ガイダンス	必須ガイダンスのパラグラフ(名称は引き続き「適用要件(AR)」)は、各開示要件(DR)の直下に配置され、「どのように開示するか」に関するガイドラインを示します。これには利用可能な表示方法の選択肢も含まれます。
任意データポイント	任意データポイント("may disclose")は 必須資料 から削除され、その一部は 任意の例示的ガイダンス(Non-Mandatory Illustrative Guidance, NMIG) に集約されました。この新しい独立した文書(拘束力なし)は、必須データポイントを開示する際に取り上げる可能性のある項目について、背景、指針、及び例を提供します。特に、ポリシー、行動、目標(以下「PAT」)に関する説明的開示に有用です。なお、NMIGの法的な扱い及び位置づけは、まだ確定していません。

トピック、サブトピック、サブサブトピック

ESRSセット1では、「項目(matters)」「トピック(topics)」「サブトピック(sub-topics)」「サブサブトピック(sub-sub-topics)」といった、類似の概念を指す複数の用語が使用されています。例示的トピック一覧の合理化の一環として、サブサブトピックは削除されました(次節参照)。さらに簡素化を進めるため、「項目(matter)」という用語は「トピック(topic)」(新たな定義語として太字表記)に置き換えられました。ここでの「トピック」は、文脈に応じてトピックまたはサブトピックのいずれかを指します。

弊法人のコメント

改訂された構造と分量が減ったESRSは、基準の利用及び参照を容易にすることが期待されます。EFRAGは、改訂が求められる明確性とアクセスしやすさを達成しているか、またNMIGの有用性について、ステークホルダーの意見を求めていました。パブリック・コンサルテーションに回答する際は、以下の点に特に留意する必要があります。

▪ 簡潔性と明確性のバランス

簡素化が明確性を損なわないよう、詳細要件の精査が不可欠です。データポイントや手法を細分化せずに要件を過度に要約すると、要件の理解が難しくなり、解釈の不確実性が高まる可能性があります。その結果、情報がより一般的で比較可能性の低いものとなり、報告の質に影響を及ぼす恐れがあります。

▪ NMIG の内容と位置付け

この新しい拘束力のない文書には、追加要件ではなく、実務上の疑問を減らすことを目的としたガイドラインや例示が含まれています。EFRAG が NMIG の内容(保持された必須ガイダンスや削除された項目との対比)について行った選択を精査することは、改訂版基準の明確性を評価する上で重要です。ステークホルダーは、NMIG の読みやすさ、位置づけ、法的な扱いについても意見を共有できます。

▪ 新たな必須データポイント

以前は任意だった 6 つのデータポイント(E3、E4、G1)が必須となり、さらに 4 つの新しいデータポイント(ESRS 2、E2、E5)が導入されました。これらの追加は最小限であり、EFRAG によれば既存の開示要件を明確化したにすぎませんが、報告への影響を評価する際には考慮する必要があります。

▪ SFDR データポイント

これまでのオムニバス提案では、サステナブルファイナンス開示規則(SFDR)の実施に必要なデータインフラを確保するという全体目的に変更はありません。「結論の根拠」の付録 4 には、SFDR を含む EU データポイントのマッピングが示されています。 EFRAG は、改訂版 ESRS において SFDR の主要悪影響指標(Principal Adverse Indicators (PAI))がどのように組み込まれているかについて、フィードバックを求めています。

1.3. サステナビリティ報告書の読みやすさ向上

公開草案(ED)は、サステナビリティ報告書を作成する際に活用できる柔軟な対応方法について、以下の点を明確にしています。

エグゼクティブ・サマリー	サステナビリティ報告書に、企業の重要な IRO(インパクト、リスク及び機会)及びその管理に関する主要メッセージを含むエグゼクティブサマリーを盛り込むオプション。
付録	以下を表示するために付録を使用するオプション: i) より詳細な情報 ii) タクソノミー規則第 8 条関連の内容 iii) 重要ではない事項に関する追加情報
関連情報	情報の断片化や重複を避けるための「関連情報」の概念を明確化。特に、重要なインパクト・リスク・機会(IRO)と、それに関連するポリシー、行動、目標(PAT)とのつながりを重視。

弊法人のコメント

EFRAGは、サステナビリティ報告書の構成に関する提案された改訂が、より関連性が高く簡潔な報告を支援し、かつ全体としての企業報告との連携を促進するために、適切な柔軟性を提供しているかどうかについて、フィードバックを求めてています。

読みやすさの向上

これらの明確化は、作成者が自社の状況を反映した形でサステナビリティ報告書を構成し、内容の重複を避けることを促すうえで有益です。一部の作成者は、初年度の報告においてすでにこうした柔軟性を活用していた可能性がありますが、多くの場合、基準の開示順序を索引として踏襲しており、網羅性は確保できる一方で、内容の重複や、サステナビリティ報告が単なるコンプライアンス業務であるとの印象につながることもあります。

企業報告とのつながり

主要なサステナビリティ・メッセージに焦点を当てたエグゼクティブ・サマリーを作成することは、投資家や利用者とのコミュニケーションに役立ち、企業報告の他の部分とのつながりを強化する可能性があります。提案された変更がつながりに与える影響を評価する際、ステークホルダーは、財務諸表との照合（第2.4節参照）に関して提案された簡素化の影響についても考慮すべきです。

2 全般原則の改訂 - ED ESRS 1

2.1. 適正な表示

IFRSサステナビリティ開示基準及びその他の報告枠組みと整合させる形で、ED ESRS 1は包括的な原則として適正な表示を導入しています。

適正な表示とは、企業のインパクト、リスク、及び機会（IRO）を忠実に表現し、関連性のある重要な情報を開示することを求めるものです。忠実な表現は、重要なIROを完全、中立、かつ正確に描写するために必要な重要な情報を開示することで実現されます。

ESRSを適用することにより、適正な表示が達成されるものと推定されます。

弊法人のコメント

EFRAGは、ESRSサステナビリティ報告書の作成において、適正な表示の原則を明示的に適用することを求めることが、マテリアリティ・フィルターのより効果的な機能を支援し、その結果、より関連性の高い報告を促進し、過剰な情報開示のリスクを低減するかどうかについて、フィードバックを求めています。

適正な表示の影響

適正な表示の概念の導入は、大きな議論を呼びました。これがコンプライアンス業務に伴う報告負担を軽減する手段とみなされる一方で、EFRAG理事の一部の少数派メンバーは懸念を表明しています。これらの懸念は全般的に、サステナビリティ報告の成熟度の不足に関連しており、「適正な表示」において何が求められるかの境界を十分に把握することが難しいという点にあります。適正な表示の概念は財務報告では確立されていますが、サステナビリティ報告においては、その境界は特にインパクト・マテリアリティに関しては十分に定義されていません。

概念の明確化

ステークホルダーは、提案されている文言が十分な明確性を備えているか、特にサステナビリティ報告書の利用者の視点から見た「適正」な見解とは何かについて、検討する必要があります。

この点に関連して、IFRS S1「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」では、IFRSサステナビリティ報告基準を適用し、必要に応じて追加情報を補足することで、適正な表示を達成するサステナビリティ関連財務開示が行われると推定されることが明確にされています。

この原則の明確性を評価する際には、企業固有の開示の必要性や、情報の重要性に関する提案された改訂（第2.2節参照）についても考慮する必要があります。

2.2. サステナビリティ報告の基礎としてのダブルマテリアリティ

2.2.1. 情報の重要性を一般的フィルターとして活用

情報の重要性の概念が明確化され、情報を含めるかどうかを判断するための一般的フィルターとして、より重要な位置付けとなりました。この概念は、すべての要件に適用されます。これには、ED ESRS 2「全般的開示要件」のすべてのデータポイントが含まれます(なお、これらの全般的開示要件は、いずれにしても重要な情報となる可能性が高いことが強調されています。)。

現行では、情報が重要であると見なされるのは、次の場合とされています:

- i. その情報を省略したり、誤表示したり、または不明瞭に記述することが一般目的財務報告書(財務諸表及びサステナビリティ報告書を含む)の主要な利用者が行う意思決定に影響を及ぼすと合理的に見込みうる場合、もしくは
- ii. 一般目的サステナビリティ報告書の利用者による、企業の重要なインパクト、リスク及び機会、ならびにそれらの識別及び管理方法の理解のために必要である場合。「一般目的」という用語は、利用者グループに基づいて評価される利害や視点を指します。

弊法人のコメント

一般目的サステナビリティ報告書の利用者

情報の重要性フィルターを強化するうえでの提案された改訂の有効性を評価する際には、新しい「一般目的サステナビリティ報告書の利用者」という文言と、この概念が「影響を受けるステークホルダー」とどのように異なるのかを明確に理解することが重要です。

この明確化は、適正な表示の含意を評価するうえでも極めて重要です(第2.1節参照)。

2.2.2. DMA実施時の実務的考慮事項

DMAの主要要素(インパクト及び財務マテリアリティ、IROの概念、しきい値の必要性など)自体は変更されていませんが、EFRAGはDMAを作成するための実務的考慮事項を示す新しいセクションを導入しました。

これは、プロセスの認識された複雑さ(チェックリスト・アプローチの採用や不必要的詳細スコアリングの実施など)を軽減し、報告の焦点がDMAのプロセスそのものではなく、その結果にあることを強調することを目的としています。

▪ 焦点を絞ったアプローチ

企業は、ビジネスモデル、事業活動の性質、事業関係、地理的条件、その他の要因に基づき、重要なIROが発生する可能性が高いと考えられる分野に評価を集中させることが期待されます。企業は、自社操業やバリューチェーンのあらゆる分野におけるすべての潜在的IROを評価する必要はありません。

▪ トップダウンアプローチ

トップダウンアプローチを適用することができます。これは、ビジネスモデル、バリューチェーン、同業他社分析、戦略や事業上の優先事項に基づき、関連するIROの重要性について明確な結論が導ける(サブ)トピックから評価を開始する方法です。その後、他のIROに関連するトピックを検討しますが、重要な可能性が高いものについては限定的な追加評価で足りる場合があります。結果として、DMAを裏付ける詳細な証拠は、企業の特定の状況(事業関係、地理的条件、その他の要因)を踏まえた、より明らかでない分野の調査に集中することになります。

▪ 過大なコストや労力

当該評価は「過大なコストや労力なしに利用可能な合理的で裏付け可能な情報」に基づき、相応の程度で行う必要があります。この文言はIFRS S1と整合しています。財務諸表の作成、ビジネスモデルの運営、戦略策定、サステナビリティ・デューデリジェンスの実施、IROの管理に企業が使用している情報は、過大なコストや労力なしに企業が利用できるものと見なされます。

▪ 合理化されたトピックの例示的リスト

ED ESRS 1(現行 AR16)のトピック例示リストは拘束力のないガイダンスとなり、必須のチェックリストではなく、DMAへの入力の一つ(ED ESRS 1 付属書 A)として掲載されています。付属書 A のトピックリストは ED 上、トピックとサブトピックの 2 階層のみとなっており、サブサブトピックは削除されました。サブサブトピックはサブトピックに昇格するか、既存のサブトピックの括弧内に統合されるか、削除されています。

■ DMA 結論の更新

新たなパラグラフが導入され、企業は過去の報告期間に実施したマテリアリティ評価の結論を更新し、自社の個別状況や外部環境の変化など、状況や前提の変化を反映する必要があることが明確化されました。

弊法人のコメント

EFRAGは、DMAプロセスを十分に簡素化し、簡素化とDMAの確実性との間で許容できるバランスを取れているかについて、ステークホルダーの意見を求めていました。

トップダウンアプローチと企業固有の状況

トップダウンアプローチを採用することは実務的であり、DMAプロセスや文書化の複雑さを軽減しつつ、ボトムアップアプローチ(すなわち潜在的に重要なIROから始める方法)と同じ結果を達成できる可能性があります。EDでは、トップダウンアプローチに基づき報告が必要であると結論づけられたトピックについては、関連する重要なIROsを特定し、ED ESRS 2 IRO-2「重要なIRO及び開示要件(DR)」の下で開示する必要があることが明確化されています。提案されたガイダンスが、結論を裏付けるために必要な証拠の合理的かつ相応の程度での分量に関して十分な明確性を提供しているか、また、分かりにくいか重要なIROや(サブ)トピックの見落としを回避するために必要な注意を含んでいるかどうかを評価することが重要です。

2.2.3. 「グロス対ネット」

救済、緩和及び予防のための行動と負のインパクト

負のインパクトの重要性を評価する際に、救済、緩和及び予防のための行動をどのように考慮するかについて、新たなガイダンスが導入されました。このガイダンスでは、実際のインパクトと潜在的なインパクト、行動の種類(救済 vs 緩和及び予防)、現在又は将来的報告期間が影響を受けるかどうか、そして潜在的な負のインパクトの深刻度や発生可能性を重要性の水準以下に抑えるために重要な継続的緩和・予防のための行動が依然として必要かどうか、を区別しています。

重要であると評価されたインパクトについては、それぞれの行動が報告されます。実際のインパクトは、その発生した報告期間において救済のための行動を行う前の状態で重要性が評価され、将来の期間では完全に救済されている場合は報告されません。潜在的インパクトについては、深刻度や発生可能性を重要性の水準以下に抑えるために企業が重要な継続的行動を維持する必要がある場合、そのインパクトは行動前の状態で評価され、報告されます。

正のインパクトに関する明確化

企業が法令遵守の一環として実施する負のインパクトの緩和・救済の結果は、正のインパクトとは見なされません。しかし、企業の事業活動、製品及びサービスが他者の負のインパクトを緩和又は救済する場合、それは当該企業にとって正のインパクトと見なされます。

弊法人のコメント

EFRAGは、新しいガイドラインが、DMAにおいて実施済みの救済、緩和及び予防のための行動をどのように考慮すべきかを明確にし、より関連性が高く比較可能な報告につながるかどうかについて、フィードバックを求めていました。

「グロス対ネット」フィールドテスト

EFRAGは、各業種において新しいガイダンスがDMAのプロセスと結果にどのような影響を与える可能性があるかについて、実務的な知見を得るための対象を絞ったフィールドテストの実施を提案しています。

見解の相違がある領域

このガイダンスは、実務上のはらつきを生じさせてきた頻発する適用上の論点に対応することを目的としています。EFRAGは、重大な継続的行動が存在する場合に実施済みの行動を考慮しないという提案されたアプローチが、理事会メンバー間で見解の相違を招いていると強調しています。あるメンバーは、ある業種において予防及び緩和の水準が高いという理由だけで特定のトピックを報告しないのは不適切であると考えています。一方で、他のメンバーは、潜在的なインパクトに対してグロース・アプローチを取ることは過剰な報告につながると考えています。

提案されたガイダンスの明確性

現状のガイダンス案は、解釈上の課題を生じさせる可能性があります。附属書C(基準の他の部分と同等の拘束力を持つ)に示された例は、継続的行動に関する基準本文の要件と完全には整合していないように見えます。また、継続的行動の“重大性”をどのように評価するか、さらにそれらが潜在的な負のインパクトを低減するという十分に裏付け可能な証拠があるかどうかについては、比較可能な情報の欠如というリスクを減らすためにさらなる明確化が必要となる可能性があります。

財務マテリアリティ

提案されたガイダンスは負のインパクトに焦点を当てています。これは、EFRAGが、財務マテリアリティについては既に活用可能な報告経験があると想定しているためです。ステークホルダーは、追加的なガイダンスの必要性が財務マテリアリティにも及ぶかどうかを検討することが望されます。

2.2.4. 報告すべき情報の決定

報告対象トピックと重要なIROとの関係

識別された重要なIROと、報告対象となるトピック及びサブトピックとの関係が明確化されました。あるトピックの報告は、それが1つ以上の重要なIROに関連する場合にのみ求められます。重要なIROが特定のサブトピックに関連する場合は、関連するトピック別ESRSの中で、そのサブトピックに関するマテリアル情報のみを報告すればよいことになります。この明確化を補足するために、NMIGには異なるサブトピックに関連する開示をマッピングした付録が含まれています。さらに、情報はIROレベル、複数のIROのグループ単位、またはトピックレベルのいずれかで表示できる柔軟性も導入されています。これはIROの性質や企業が当該事項をどのように管理しているかによって選択されます。また、前述のとおり、要件を簡素化し重複する用語を避けるために、「項目(matter)」という用語は「トピック(topic)」に置き換えられました。

集約及び分解のレベル

情報を適切なレベルで報告するための集約／分解基準に、これまで以上に重点が置かれています。集約／分解のレベルは、重要なIROに著しい違いが生じる単位(例:トピック、セクター、子会社、国、地域、サイトなど)を反映し、かつ重要な情報を不明瞭にしてはなりません。特定の場所(サイトなど)に関連する重要なIROについては、共通の特性を有し、かつ特定の地域固有のインパクト要因を不明瞭にしない場合には、適切に集約することができます。この明確化は、開示されるサイトのリストが過度に広範になるリスクを回避することを目的としています(セクション5.1.3参照)。

「必要に応じた」重要でない情報の包含に関する明確化

企業は、特定の利用者が必要とする場合に、重要なトピックに関連しない情報を含めることを許容しています。その場合、その情報は明確に特定され、重要な情報を不明瞭にしない形で表示されなければなりません。

2.3. 報告バウンダリー

EFRAGは、報告バウンダリーに関して以下の明確化及び主要な変更を提案しています。

▪ 報告パウンダーの明確化

ED ESRS 1 は、サステナビリティ報告書の報告パウンダーは財務諸表のそれと同一であるべきであることを確認し、グループの自社操業の一部として「通常」考えられるものを明確化しています。それは「親会社及びその子会社の資産と負債、収益と費用(EU 内外を問わず)」です。財務的に重要でない子会社は、グループが重要な IRO にさらされる場合にのみ含めるべきとされています。

▪ 環境に関わる指標

環境に関わる指標に原則として同じ報告パウンダーが適用されます(セクション 4.5 参照)。

▪ リース資産の取扱い

リース資産の使用に関連する IRO は、その資産が法的に所有されているか、リースされているかに依存しないことが明確化されました。リース資産による汚染、エネルギー使用、水使用などのインパクトは、賃借期間中において賃借人の自社操業の一部として報告される必要があります。賃貸人は、それに関連する IRO を自社のバリューチェーンの下流の一部として報告します。

▪ 長期従業員給付に係るファンドが保有する資産の取扱い

企業の長期従業員給付に係るファンドが保有する資産に関連する IRO は、その企業のバリューチェーンの上流の一部として報告されるべきです。

▪ 関連会社、共同支配企業及びその他の投資の取扱い

ED ESRS 1 では、共同支配企業や関連会社の持分、ならびにその他の投資は企業の事業関係の一部として含められるべきであり、したがってマテリアリティ評価及び重要な IRO に関連する指標に含められるべきであることが明記されています。

▪ 新たな救済措置

買収及び売却に関する救済措置、ならびに特定の指標に関する救済措置(セクション 2.4 参照)が追加されました。報告パウンダーが連結財務諸表のそれと異なる場合、企業はこの状況とその理由を開示しなければなりません。

弊法人のコメント

金融サービスにおけるバリューチェーンの定義

公開草案(ED)ESRS 1には、金融サービスに関する具体的な明確化は含まれていません。バリューチェーンの定義は、金融機関にとって重要な実務上の課題と認識されています。これは、資産運用、商業銀行、保険といった活動が本質的にバリューチェーン情報と結びついている一方で、自社操業を構成する事業活動・製品・サービスの割合が限定的であるためです。EFRAGは、金融機関のバリューチェーンに関する報告義務について、オムニバスでの議論が進行中であり、その結果を踏まえてこの問題への対応方法を検討すると言っています。

改訂されたパウンダー規定の明確性

例えば、企業の長期従業員給付に係るファンドが保有する資産に関して、改訂された規定が十分な明確性を備えているかどうか、ステークホルダーは検討する必要があります。

2.4. 救済措置

ED ESRS 1では、報告負担を軽減し、柔軟性を高め、かつIFRSサステナビリティ開示基準との相互運用性を向上させるために、複数の横断的な救済措置が提案されています。これらは様々な開示要件に共通して適用されます。

▪ 全般的救済措置としての「過大なコストや労力を伴わずに入手可能な合理的かつ裏付け可能な情報」の使用

この救済措置は、IFRS S1 及び IFRS S2「気候関連開示」で用いられている文言と整合し、以下に適用されます。

- 重要なインパクト、リスク及び機会(IRO)の特定
- バリューチェーンの範囲の決定
- 情報をバリューチェーン情報に拡張する場合
- 指標に関する情報の作成

過大なコストや労力の判断は企業固有の状況に依存します。これは、企業にとってのコスト・労力と、利用者にとっての得られる情報の便益をバランスよく考慮する必要があります。

- **バリューチェーン・データ収集の柔軟性**

「過大なコストや労力」の概念に加え、バリューチェーンからのデータ収集は柔軟化され、関連する重要な IRO の特定や指標報告において、一次データ収集と二次・間接的データ収集による推計を同等に扱えるようになっています。これにより、どちらかを優先する必要はなくなりますが、報告される情報は依然として情報の質的特性を満たす必要があります。

- **指標の部分的範囲の報告**

関連指標について、範囲の一部に対してのみ信頼できるデータがある場合、その部分的な範囲での報告が認められます。E1-8 温室効果ガス(GHG)排出量を除き、この救済措置は自社操業及びバリューチェーンの指標に適用されます。この適用時には、将来の報告においてカバレッジと品質を高めるための対応、及び前期と比較した進捗についての透明性が求められます。

- **指標に関する重要性の低い活動の除外**

指標が表そうとする IRO の重要な要因になるとは想定されない活動は、報告情報の関連性や忠実な表現を損なわない限り、指標計算から除外できます。

- **経営を支配していない共同支配事業の除外**

ED ESRS E2 汚染、E3 水、E4 生物多様性及び生態系、E5 資源利用と循環型経済の指標算定において当該除外が可能となります。

- **新たな重要な IRO 及びトピックに関する比較情報の免除**

初めて報告する新たな重要な IRO や関連トピックについては、比較情報を表示する必要はありません。

- **買収及び売却に関する救済措置**

当期に買収した子会社や事業をマテリアリティ評価やサステナビリティ報告書に含めることは、翌期まで繰り延べることができます。また、当期中に子会社や事業の支配を喪失した場合、当期の期首からマテリアリティ評価やバウンダリーを調整可能です。この救済を適用する場合、買収日から期末まで(又は期首から売却日まで)の間に発生した重要な事象で、買収(又は売却)が重要な IRO へのエクスポージャーに影響を与える場合、その情報を開示する必要があります。

- **財務諸表とのつながり**

財務諸表への相互参照は任意となり、「直接的つながり」(両方の報告書で同じ金額)と「間接的つながり」(集計額や金額の一部)のいずれの場合にも適用されます。

弊法人のコメント

EFRAGは、今回の救済措置が、作成者側のより負担の少ない報告というニーズと、十分な透明性の確保との間で許容できるバランスを取っているかどうかについて、意見を求めています(特に、指標に関するデータ品質不足への救済措置に焦点を当てています)。救済措置の影響は、IFRSサステナビリティ開示基準との相互運用性が向上しているかどうかを評価する上でも重要です。

救済措置と相互運用性

IFRS S1及びIFRS S2、そして今回のED ESRS 1はいずれも、「過大なコストや労力を伴わずに入手可能な合理的かつ裏付け可能な情報」に関する同一の救済措置を含んでいますが、この概念が適用される範囲の違いにより、完全な整合性は実現していません。特に、ED ESRS 1はこの救済措置を、すべてのバリューチェーン情報及びすべての指標作成に適用することで、より広範に拡張しています。その他の救済措置も相互運用性に影響を与えます。一方で、IFRS S1及びIFRS S2に含まれる救済措置の一部（例えば、商業上の機密情報である場合に機会に関する情報を省略できる救済措置）は、改訂案ED ESRS 1には含まれていません。他方、IFRS S1及びIFRS S2にはない追加的な救済措置（例えば、部分的な範囲の指標、買収・売却に関する救済措置など）がED ESRS 1に含まれており、これも相互運用性の差異を生む要因となります。ステークホルダーは、提案されている改訂が、簡素化の目的を満たすことと、相互運用性を高め又は維持することの間で、適切なバランスを取っていると考えるかを評価する必要があります。

指標の部分的な範囲の報告における期間制限の欠如

部分的範囲に基づく指標報告の機会は、企業がサステナビリティ報告書を作成し始める初期の数年間、データ品質を改善し、より完全な計算範囲を達成できるようになるまで支援することを目的としています。EFRAGは、将来の期間において指標のカバレッジを拡大するために講じる対応についての透明性が求められることが、企業に対してデータ品質を改善し、より完全な範囲を達成する十分な動機付けになると考えています。ステークホルダーは、この救済措置に期間制限を設ける方が望ましいかどうかを検討する必要があります。

バリューチェーン・キャップ

CSRDは、CSRDの適用対象外であるバリューチェーン上の企業から要求できる情報に上限（キャップ）を設定しています。第一弾オムニバス簡素化案では、CSRDの適用範囲を縮小することで、このバリューチェーン・キャップの適用範囲を拡大し、さらに新しいキャップとして、EFRAGが策定したVSME基準（中小企業向けの任意のサステナビリティ報告基準。2025年7月30日に欧州委員会が勧告として採択）に基づく任意基準を導入します。この改訂されたバリューチェーン・キャップにより、二次データに基づく推計への依存度が高まる可能性があります。ED ESRS 1に導入された複数の救済措置は、このような一次データへのアクセス制限に対応することを目的としています。欧州委員会によるさらなる検討が進むまで、ED ESRS 1は、上場中小企業向けESRS（LSME）ではなく、「関連するEU法令で定められた制限」という改訂された参照文言を含んでいます。

買収・売却に関する救済措置

この救済措置は報告プロセスを容易にしますが、買収又は売却された子会社や事業に関する可視性を制限する可能性があります。なぜなら、当該情報が、当該報告期間中は売却企業グループの報告から除外され、かつ翌報告期間まで買収企業グループの報告にも含まれない可能性があるからです。この救済措置の適用は、財務諸表と比較した場合の報告範囲の違いも引き起こします。買収（又は売却）日から報告期間末（又は期首）までの間に発生した重要な事象については開示が求められますが、買収や売却に関連するインパクトについて適正な表示を確保するためには、追加の透明性が必要かどうかをステークホルダーは評価する必要があります。

サステナビリティ報告書と財務諸表のつながり

近年、サステナビリティ報告と財務報告の全体的な統合性及び一貫性は、ステークホルダーや規制当局の間でますます注目されています。このような背景のもと、財務諸表へのクロスリファレンス義務削除の影響は慎重に検討すべきです。特に、利用者が自らこうした照合を行えるという前提や、必要に応じてその照合がつながりに関する全般的要件に従つて作成されるという前提について、ステークホルダーは評価する必要があります。

3 全般的開示の改訂 - ED ESRS 2

ESRS 2	ESRS セット 1	公開草案	削減	NMIG(任意の例示的ガイド)へ移動
Shall DP*(必須データポイント)	134	68	-49%	8
May DP*(任意データポイント)	12	0	-100%	0
合計*	146	68	-53%	8
ページ数**	32	23	-28%	

*出所: EFRAG, Basis for Conclusions, Draft Amended ESRS July 2025, pp. 81-82

** 出所: EY, すべての基準のページ数に基づき、目次から始まり、付録を含める(用語集は除外)

3.1. ESRS 2 の再構成とトピック別基準との相互作用

ESRS の現在の枠組みは、ESRS 2 全般的開示とトピック別基準における関連する詳細要件との重複を含んでおり、複雑さの要因となっています。この問題は、方針・行動・目標 (Policies, Actions and Targets: PAT) に関する横断的最低限開示要件 (MDR) にも、「その他」の ESRS 2 開示要件(例: ガバナンス(GOV)、ビジネスモデルおよび戦略(SBM))にも当てはまります。また、現在の要件は過度に詳細すぎると認識されています。

3.1.1. 方針、行動及び目標に関する全般的開示要件

ED ESRS 2 で提案されている修正は、ESRS の枠組みを再構成し、ESRS 2 とトピック別基準との相互作用を簡素化するとともに、必須データポイントを大幅に削減するものです。提案されている修正は、以下のようにまとめることができます。

- PAT に関する横断的な MDR を、より原則主義のアプローチに改め(方針・行動・目標のための全般的開示要件もしくは GDR PAT と改称)、ESRS 2 レベルにおける GDR PAT の合理化と、トピック別基準における PAT の詳細要件の大削減(本提案では本質的なものに限定)を行います。
- PAT に関して、関連する情報を報告し、定型的な記述を避ける必要性が強調されています。たとえば、法令遵守のために導入された PAT に関する情報は、関連する情報とは見なされません。
- IRO と関連する PAT のつながりの改善。重要な IRO(インパクト、リスク及び機会)と関連する PAT の記述は、当該重要な IRO に対応する特定の PAT を明確に参照することによって、明確につながりを持たせる必要があります。
- 「PAT が存在しない理由」を開示する要件は削除されます(該当する場合)。
- 重要な IRO を表形式で表示し、PAT が存在しない IRO にはチェックマークを付ける方法を使用することが認められます。

3.1.2. その他のESRS 2全般的開示要件

ED ESRS 2 では、「その他」の ESRS 2 全般的開示要件(例: GOV および SBM)についても同様の簡素化が提案されています。関連するトピック別基準における詳細要件は、一部の例外(例: E1 気候変動におけるレジリエンス)を除き、削除されます。

作成の基礎に関する開示(BP-1)について

- 企業は、ESRS 1 の全般的要件を適用していることを明示的に表明することが求められるようになりました。
- 当該表明には、ESRS 2 に含まれる ESRS 1 要件のリスト(例: あらかじめ定められた時間軸、比較情報の調整、重要な判断の適用など)に基づく遵守又は(遵守されない場合の)理由の説明が含まれます。企業は、ESRS 1 で要求される関連する開示と繋げるこ

とにより、これらの規定が一切適用されないこと、または適用される場合にはどの規定が適用されるかを表明する必要があります。

- 企業は、BP-1 で要求される情報を、サステナビリティ報告書の「全般的情報」セクションの一部として表示するか、あるいは関連する開示や指標に関連づけて表示するかを選択する柔軟性を持つことができます。これにより、より一貫性のあるストーリーを形成することができます。

3.2. 財務的影響及びレジリエンス開示に関する救済措置

ED ESRS 2 は、重要なIROの戦略やビジネスモデルとの相互作用及びその財務的影響(SBM-3)を説明するために必要とされる財務的影響及びレジリエンス開示に関する、以下のようないくつかの救済措置を提案しています。

- 財務的影響の表示

定量的な財務的影響については、範囲又は単一の金額のいずれかを表示する選択肢が認められています。さらに、主要な行動の実施のために割り当てられると予想される将来の財務リソース(行動及びリソースに関する全般的開示要件)に関連する情報を表示する際には、目安となる範囲情報での表示が可能です。

- 予想される財務的影響の開示に関する救済措置

企業は、報告日時点で入手可能な合理的かつ裏付け可能な情報を、過大なコストや労力をかけることなく使用しなければならないと提案されています(本書前半で説明した救済措置の議論を参照)。将来の投資や売却計画に関する情報は、すでに公表されているものに限定されることになりました。最後に、この協議では追加的な救済措置について以下の 2 つのオプションに関するフィードバックを求めていました。

オプション 1

現在及び将来予想される財務的影響については、定量的な情報を表示しなければなりません。ただし、企業が以下の理由により定量的な情報を提供できないと判断した場合には例外が認められます:

- (i) 特定の(サブ)トピック/IRO に関する影響が個別に識別できない場合、または
- (ii) 測定の不確実性が非常に高く、その定量的情報が有用ではないと考えられる場合。

その場合、企業は次の対応を行わなければなりません。

- a) 定量的情報を提供しなかった理由の説明
- b) 当該財務的影響に係る定性的情報の提供
- c) サステナビリティ関連のリスクや機会、その他の要因による複合的な財務的影響について、当該情報が有用でないと判断されない限り、定量的情報を提供すること。

オプション 2

将来予想される財務的影響については、定性的な情報を表示しなければなりません。さらに、定量的な情報については任意で表示することができます。

- レジリエンス開示に関する救済措置

企業の戦略及びビジネスモデルのレジリエンスに関する開示については、簡素化が図られており、定性的情報のみを表示することが求められています(これは、該当する場合には定量的情報も要求する IFRS サステナビリティ開示基準の要件とは整合しません)。さらに、開示の範囲はリスクのみに限定され、インパクトや機会は含まれません。ただし、トピック別 ESRS がレジリエンスに関して特定の要件を定める場合があります。

弊法人のコメント

予想される財務的影響に関する開示の救済措置は、既存の開示要件が成熟した方法論の欠如や商業的にセンシティブなために特に困難であるとのフィードバックを受けて設けられたものです。EFRAGは、提案された2つのオプションのうち、どちらが最も適切であるかについてフィードバックを求めていました。以下の領域は特に注意を払う価値があります。

- 両方の救済措置オプションは、他の救済措置(現行及び新たに提案されたもの)を補完するものです。したがって、2つのオプションの妥当性を評価する際には、「過大なコストや労力」をかけずに利用可能な合理的かつ裏付け可能な情報の使用、「部分的な範囲」で指標を開示する権利、及び定量的情報を提供できない場合に定性的情報を提供する権利を含め、これらの救済措置間の関連性を分析することが重要です。その結果、柔軟性が低いオプション1であっても、予想される財務的影響に関する開示は限定的になる可能性があります。
- オプション1で提供される救済措置は IFRS S1 で提供される救済措置に近いものですが、ED ESRS 1 は以下の救済措置を提供していません。
 - 商業的にセンシティブな情報である場合の機会に関する情報の省略
 - 定量的情報を提供するために利用可能なスキル、能力およびリソースに応じたアプローチの使用
- さらに、オプション1は、予想される長期的な財務的影響を算定するためのインプットとして、企業の事業計画から合理的かつ裏付け可能な情報が得られない場合にのみ救済措置を使用できると規定している点で、IFRS S1 で提供される救済措置とも異なります。
- ステークホルダーは、予想される財務的影響をどのように定量化するかを示す追加的なガイダンスや事例が、オプション1を補完する有益な手段となるかどうかを検討すべきです。これにより、認識された複雑性を軽減し、企業が当該要件をどのように満たすかをよりよく理解できるようになる可能性があります。
- オプション2では、定性的情報のみが必須とされ、企業は条件を満たすことなく、任意で定量的情報を開示することができます。これは IFRS S1 の救済措置とは整合しておらず、相互運用性を低下させる可能性があります。また、企業に対してより成熟した方法論や報告慣行を構築するための適切なインセンティブを与えず、投資家にとって重要な情報の欠落を招く可能性もあります。

4 気候変動基準の改訂 – ED ESRS E1

ESRS E1	ESRS セット 1	公開草案	削減	NMIG(任意の例示的ガイドライン)へへ移動
Shall DP*(必須データポイント)	197	92	-53%	5
May DP*(任意データポイント)	15	0	-100%	2
合計*	212	92	-56%	7
ページ数**	40	18	-60%	

*出所: EFRAG, Basis for Conclusions, Draft Amended ESRS July 2025, pp. 81-82

**出所: EY, すべての基準のページ数に基づき、目次から始まり、付録を含める(用語集は除外)

ED ESRS E1において提案されている修正は、開示要件及び関連する適用要件の大幅な削減と簡素化、ならびに例示の全体的な削除を含んでいます。

4.1. ESRS 2 開示に関する気候関連仕様の再構成

報酬制度における気候関連の考慮事項に関する開示要件(DR)は削除されました(これはESRS 2 GOV-2「報酬制度へのサステナビリティ関連パフォーマンスの統合」でカバーされています)。

ESRS 2 IRO-1「IRO を識別・評価するプロセス」に関連する開示要件は整理され、新たにE1-2「気候関連リスク及びシナリオ分析」として焦点が当て直されました。

最後に、SBM-3「重要なIROと戦略及びビジネスモデルとの相互作用」に関連する開示要件は、IFRS S2との整合性を改善するために修正され、新たにDR E1-3「気候変動に関するレジリエンス」として再構成されました。

当該変更により、他のE1開示要件(例えば、温室効果ガス排出報告に関するE1-6がE1-8になるなど)の番号付けが変更されます。

4.2. 移行計画: ED ESRS1の根幹を成す要素であり続ける

ED ESRS E1は、よりハイレベルな開示アプローチを採用しており、データポイント(例: EUタクソノミーとのリンク)の削減が行われています。しかし、移行計画の主要な特徴(温室効果ガス排出目標、行動及び財務計画、ガバナンス機関の役割、戦略への統合)が強調されており、ESRS報告において何が移行計画を構成するのかを明確にしています。

また、戦略及びビジネスモデルが地球温暖化を1.5°Cに抑制することと整合しているかどうかに、従来以上に重点が置かれています(目標の整合性を超えて)。目標については、第三者による検証を利用して1.5°C整合性を実証できるようになりました。

「1.5°Cに整合している」とは何を意味するのかについてはEFRAGでは明確化されておらず、この論点は欧州委員会において指令(CSRD, CSDDD)の検討を含む第一弾オムニバス簡素化パッケージの一部)のレベルで検討中です。

移行計画が経営機関、管理機関及び監督機関に承認されたかどうかの開示要件は削除されました。

さらに、EDは固定化排出(locked-in emissions)に関する定性的開示に加え、移行計画が依拠する依存に関する開示を導入し、IFRS S2の文言により近づけています。

一方で、固定化排出に関するガイドラインは削除され、固定化排出の対象となり得る排出源としてのスコープ1、2、3の温室効果ガス排出への言及も削除されています。

4.3. 方針・行動・目標に関する気候特有の要件の削減

方針に関する特定の要件は削除されました。

主要な行動に関する特定の開示は簡素化されました(例: EUタクソノミー報告とのリンクは削除されました)。しかし、脱炭素化の手段ごとに行動を表示すること、予想される温室効果ガス(GHG)排出削減量、又は定量的な財務数値といった主要な要件は維持されています。主な変更点は財務リソースに関するものであり、短期及び中期の設備投資(CapEx)や運営費用(OpEx)の数値が必要とされる一方で、長期的なリソースについては目安となる範囲を表示することができます。

目標に関する特定の開示は簡素化され、特定の設定された期限は設けられていません。特に、2030年(および可能であれば2050年)のGHG排出削減目標を提示する要件や、2030年以降5年ごとに目標を更新する要件は削除されました。

4.4. 指標の削減とより細かい粒度のエネルギーに関する報告

エネルギー消費及び温室効果ガス(GHG)排出に関して、それぞれ原単位指標と報告の表が削除、又は任意項目となりました。

エネルギー消費量とエネルギー・ミックスの報告は簡素化され、追加の区分を求めていた「高い気候インパクトを持つセクター」の概念が削除されました。EDでは、すべての企業に対して同じ情報及び同じ分解レベルが求められています。その結果、これまで高インパクトに分類されていなかったセクターの企業にとっては、報告の粒度が高まることになりますが、この分解はすでにGHG排出量の算定および報告に必要とされているものです。

GHG排出量に関しては、総GHG排出量の報告要件が削除されました。

4.5. 温室効果ガス排出及びエネルギー報告の新しいバウンダリー

GHG排出の報告において最も注目すべき変更は、適用される組織バウンダリーに関するものです。現行のESRS E1基準では、連結財務諸表の範囲に加えて、経営支配下(オペレーションナルコントロール下)にある排出も対象としていますが、改訂案(ED ESRS E1)では財務支配(連結)に基づいた報告のみを要求しています。EFRAGは、これはGHGプロトコルにおける「財務支配」の定義と同等であると説明しています。

ただし、スコープ1及び2のGHG排出について、事実や状況によりこのアプローチでは、報告企業の外部にある操業資産から生じるGHG排出の適正な表示が損なわれる場合には、企業は経営支配下(オペレーションナルコントロール下)にあるGHG排出を別途開示することが求められます。

さらに、スコープ3 GHG排出に関する報告バウンダリーの開示要件は削除されました。これは、指標の全般的開示要件(GDR-M)及びED ESRS E1.AR25項(a)で定められたGHGプロトコル・スコープ3基準の原則及び規定を考慮する要件によって既にカバーされていると見なされるためです。

エネルギー消費量及びエネルギーミックスの指標については、ESRS 1で定義される報告バウンダリー(連結財務諸表の範囲)に基づいて、自社の事業活動に適用されることとなりました。

弊法人のコメント

財務支配に基づく報告バウンダリーへの移行

財務支配に基づいた報告バウンダリーへの移行は、初年度のWave 1報告で用いられたアプローチとは異なります。ステークホルダーは、この変更が業務プロセスにどのような影響を与えるか、経年比較可能性への潜在的な影響、また異なるアプローチに基づいて目標を設定している企業にとっての課題を検討する必要があります。財務支配による報告バウンダリーは、ED ESRS 1の新しい規定(例:リース資産)を踏まえて考慮する必要があります。

相互運用性

財務支配の単一アプローチを義務付けることで、他のフレームワークとの相互運用性が高まる可能性があります。これはGHGプロトコルの2つのアプローチを組み合わせる「ハイブリッド方式」ではなくなるためです。ただし、EFRAGは適用するアプローチの選択を提供するのではなく、比較可能性を優先しているため、IFRS S2やGHGプロトコルと完全に一致するわけではありません。ステークホルダーはまた、GHGプロトコルの財務支配アプローチと、財務連結に基づく提案されたアプローチを比較検討する必要があります。これは、両者の間にはわずかな差異があり、連結財務諸表と財務支配アプローチの間で差異が生じる可能性があるからです(例:共同支配企業(JV)について、GHGプロトコルの財務支配アプローチでは、そのJVへの持分比率に基づいてスコープ1及び2のGHG排出を算定する必要があります)。

経営支配に基づくGHG排出の別途開示

経営支配に基づく排出の追加報告は、ステークホルダーにとって特に注意が必要です。適正な表示に基づいて、追加の経営支配GHG排出の開示が必要となるのはどのような場合か、解釈が難しい可能性があります。また、スコープ1及び2のGHG排出について複数の数値を報告する要件は、実施上の課題(目標との関連性を含む)を追加的に生じさせる可能性があります。

4.6. 主要な指標への注力

4.6.1. 気候関連リスクとシナリオ分析に関する同様の要件

気候リスク分析の実施要件は、シナリオ分析によって裏付けられる形で維持されています(物理的リスクについては少なくとも1つの高排出シナリオ、移行リスクについては 1.5°C に整合するシナリオを使用)。ED ESRS E1では、気候関連の物理的リスクに関する分析において、その空間解像度(例:国レベル、地域レベル、サイトレベル)を表示することが求められています。これに対し、現行のESRS E1は入力情報として地理空間座標(サイトの正確な位置)に言及していますが、開示項目としては求めていません。

さらに、レジリエンス分析(E1-3)では、現在及び計画中の緩和や適応のための行動が、気候関連リスクに対するレジリエンスにどのような影響を与えるかも考慮する必要があります。

4.6.2. ファイナンスド・エミッションの算定手法

スコープ3のGHG排出量に関する情報を作成する際には、関連するフレームワーク(例: GHGプロトコル)への参照が、AR25項において「以下の算定手法を採用しなければならない」とする要件として導入されました(以前の、より一般的な「考慮しなければならない」との記載とは対照的です)。

報告すべきファイナンスド・エミッションの算定に関しては、ED ESRS E1 AR25項(f)が、カーボン・アカウンティング・ファイナンシャル(PCAF: Partnership for Carbon Accounting Financial)の金融業界向けGHG会計・報告基準、特に「Part A Financed Emissions (2022年12月版)」を参照しています。

4.6.3. 金融機関における原単位目標と絶対量削減目標

ED ESRS E1.26項(a)は、企業がGHG排出原単位目標のみを採用している場合であっても、関連する絶対量を開示することを求めています。これは金融機関にとって実務上の課題が指摘されてきた分野です。

EFRAGは、パリューチーン段階的適用規定(2024年12月: 気候関連目標及び信用機関に関する段階的適用、質問ID 1033、1076及び1122)に基づき、金融サービス機関が設定する原単位目標に関する絶対量について、開示に関する適用救済を認めています。ただし、提案されているED ESRS E1においては、それ以上の追加的な例外は導入されていません。

4.6.4. ネットゼロという用語とカーボンプライシングの報告

GHG除去やカーボンクレジットを通じて資金提供されるGHG削減プロジェクトについては、主な変更点として、これまで求められていたネットゼロ目標に関する要件(当該目標を開示する企業向け)が削除されました。ED ESRS E1ではネットゼロの概念自体が扱われなくなり、用語集からも定義が削除されています。そのため、企業は自らがどのようにネットゼロ目標を定義しているのかを説明することに委ねられています。

内部カーボンプライシングの報告については大幅に簡素化され、意思決定においてカーボンプライスが使用されているかどうか、そして適用される1トン当たりの価格について記載するのみとなっています。

4.6.5. 予想される財務的影響

予想される財務的影響に関する開示要件(DR)は大幅に簡素化され、定性的開示の簡素化に加え、EUタクソノミーへの参照や財務諸表との照合(これはESRS 1の一般的な要件である「つながり」に含まれると考えられる)といった複数のデータポイントが削除されました。しかし、現行のESRS E1における将来情報に関する最も詳細なデータポイントの多くは維持されています。

ただし、上記のESRS 2セクションで示されたように、EDは予想される財務的影響の開示に関して2つの救済オプションを導入しており、これらのオプションは気候関連の影響にも適用されます。

弊法人のコメント

ED ESRS E1 は、報告を簡素化することを目的とした大幅な変更を導入しています。これらの調整は報告負担を軽減する可能性がある一方で、ステークホルダーは、提案された修正が要件の詳細性と、関連性及び比較可能な情報の必要性との間で適切なバランスを取っているかどうかを検討する必要があります。ステークホルダーはまた、適用及び解釈に影響を及ぼす可能性のある以下の領域について検討することが望まれます:

■ ファイナンスド・エミッションの計算方法

提案された修正は、GHG プロトコル及び PCAF Part A への参照が、バウンダリーの決定ではなく、Scope 3 排出量の計算に考慮されるべきであることを明確にしています。金融機関は、これが融資先排出量の報告バウンダリーに関して提起されてきた解釈上の疑問にどのように対処するかを検討すべきです。

■ 金融機関と排出削減目標の絶対値

設定された原単位目標に関連する絶対排出量の開示は、金融機関によって実施上の課題として特定されています。EFRAG は、保険、銀行、資産運用の各セクターに対して例外が必要かどうかを議論しましたが、結論を出す前に具体的なフィードバックを受けることが適切であると判断しました。その結果、EFRAG はこの特定の問題についてフィードバックを求めており、ステークホルダーは温室効果ガス排出量の絶対値の開示を免除することが正当かどうかを慎重に評価する必要があります。

- **ネットゼロ**

現行の ESRS E1 におけるネットゼロ目標は、残存する排出量の中和前で、自社操業及びバリューチェーンからの排出量を 90~95% 削減するという定義されたコミットメントに対応します。ネットゼロ目標に関する言及・定義・開示が削除されたことで、ステークホルダーは今後、企業がどのようにして自らのネットゼロ主張を表明し、裏付けることができるか、そしてそれがネットゼロのコミットメントの確実性や透明性(カーボンニュートラル目標のような他の気候関連コミットメントと比較して)にどのように影響するかを評価する必要があります。

- **予想される財務的影響**

データポイントの数は削減されたものの、いくつかは維持されており、移行リスク及び物理的リスクに対する企業のエクスポージャーを投資家や債権者が評価するために必要であると EFRAG は正当化しています。EFRAG は、ED ESRS E1 が簡素化と利用者ニーズの間で受け入れ可能なバランスを取っているかどうかを評価するために、特定のフィードバックを求めてています。ステークホルダーは、この情報を提供するためには必要となる手法や内部プロセスを検討し、そのようなデータを収集・開示する際の課題を評価する必要があります。この評価は、ED ESRS 1 で提案されている救済措置を踏まえて行う必要があります。

5 その他の環境基準の改訂 – ED ESRS E2 から E5

5.1. 概要

その他の環境に関する公開草案には、汚染(ED ESRS E2)、水(ED ESRS E3)、生物多様性及び生態系(ED ESRS E4)、循環経済(ED ESRS E5)が含まれます。

ESRS E2~E5	ESRS セット 1	公開草案	削減	NMIG(任意の例示的ガイダンス)へ移動
Shall DP*	167	54	-67%	27
(必須データポイント)				
May DP*	122	0	-100%	43
(任意データポイント)				
合計*	289	54	-80%	70
ページ数**	54	20	-63%	

* 出所: EFRAG, Basis for Conclusions, Draft Amended ESRS July 2025, pp. 81-82

** 出所: EY, すべての基準のページ数に基づき、目次から始まり、付録を含める(用語集は除外)

5.1.1. ESRS 2 の開示要求に係るトピック別の詳細要素の削除

ESRS 2 に関連する開示要件(例: IRO-1.マテリアリティ評価プロセス、SBM-3.重要なIROと戦略及びビジネスモデルとの相互作用)は、トピック別のED ESRS E2、ED ESRS E3、ED ESRS E4、及び ED ESRS E5 から削除されました。これらの要求事項の一部は、ED ESRS 1 及び ED ESRS 2 において全般的に統合されています(例:DMAにおけるLocate Evaluate Assess Prepare (LEAP) アプローチの考慮など)。

5.1.2. 方針、行動及び目標(PAT)に関して簡素化された開示要求

4つの環境基準にわたる PATsに関する改訂された要求は大幅に合理化され、多数のデータポイントが削除されました。主に ED ESRS 2 の全般的開示要件(GDR PAT)に依拠しています。

ただし、以下の主要なトピックについては特定の開示が維持されています:

- 水:水リスク地域における方針(又は方針の欠如)及び関連する行動、水リスク地域に所在する一部拠点が方針の対象外であるかどうか
- 生物多様性:製品、部品及び原材料のトレーサビリティに関する方針、ならびに行動計画や目標設定において生物多様性オフセットの活用
- 循環経済:主要な製品及びサービスに対する循環性、並びにエコデザイン原則の適用に関する情報

関連する NMIG (任意の例示的ガイダンス)には、ESRS セット 1 の従来の要求事項を基にした PAT の例示的内容が含まれています。

5.1.3. サイト別開示

環境基準において、サイトレベルの開示要求は特定のデータポイントとして明示的に含まれていません。自然関連の影響は一般的に地域的なものですが、その情報は適切に、より高いレベル(例:共通の特性を持つ場所、地域、エリアなど)で集約することができます。各基準の目的には、ED ESRS 1 に示された集約／分解の原則への包括的な言及が含まれています。

生物多様性基準(E4)では、場所固有の考慮が特に重要であるため、サイト固有の規定は改訂された指標に関する開示要件(E4-5)に統合されました。ここでは、ED ESRS 1 における分解に関するアプローチと整合させるために、「サイト」ではなく「ロケーション」という用語が全般的に用いられています。また、「生物多様性センシティブな地域の近郊」にあるサイトについて新たなガイドラインが追加されています。

5.1.4. 新しい用語と定義

新しい用語と定義が各基準にわたって導入されており、その一部は用語集で定義されています。たとえば、ED ESRS E5 ではすべての環境基準の中で最も多くの新しい定義が導入されており、生物的材料、クリティカル原材料、戦略的原材料、主要製品、主要原材料、エコデザ

イン、再製造、修理、修理可能性、修理可能性の範囲、二次資源、サステナブルな調達、廃棄物フローなどが含まれています。これらの定義の一部は既存の枠組みや規制と整合しています。

5.1.5. 予想される財務的影響に関する開示要求を全て削除

予想される財務的影響に関する開示要求は、ED ESRS E2 から ED ESRS E5 にわたり削除されています。EFRAG は、このような詳細な情報を作成・報告するための方法論が未整備であることを理由としています。

5.2. 各基準における具体的な変更点のポイント

5.2.1. 汚染(E2)に関するポイント	5.2.2. 水(E3)に関するポイント
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 開示要求は、汚染物質をより広い概念である「重要な汚染物質」として参照するように変更され、該当する場合にはEU規則2024/1244(産業排出ポータル)の附属書IIに記載されたリストを参考することになりました。 ▪ マイクロプラスチックの報告は、新たに「一次マイクロプラスチック」と「二次マイクロプラスチック」の2つのカテゴリーに分けて開示するよう求められています。 ▪ 懸念物質に関する報告は、関与する主体の種類によって異なります。製造業者や輸入業者は、懸念物質(SOC)及び高懸念物質(SVHC)の両方について報告する一方、使用者はSVHCのみ対象としています。また、CLP規則(1272/2008 /EC)に基づく危険区分ごとの内訳について明確化が加えされました。 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 「海洋資源」は基準から削除されました。海洋資源の利用は現行、循環経済(E5)の開示、水(E3)関連の開示における海水利用、気候変動(E1)及び汚染(E2)に関連する生物多様性へ影響要因、並びに生物多様性(E4)における生物多様性へのインパクトに含まれて報告されることになります。 ▪ さらに、総水消費量、水リスクのある地域における総水消費量、再利用又は再生された水量、及び貯留された水量を報告する際に、企業は新たに、総取水量と総排水量も報告することが求められるようになりました。これらは以前は任意の定量的開示項目でした。
5.2.3. 生物多様性及び生態系(E4)に関するポイント	5.2.4. 循環経済(E5)に関するポイント
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 生物多様性及び生態系に関するレジエンス分析の開示要件は削除されました。 ▪ 生物多様性に係る移行計画については、すでに策定され公表されている場合、その公表が義務化されました。 ▪ 生物多様性及び生態系に対する重要なインパクトに関する指標の報告は義務化されましたが、具体的な指標、基準、又は方法論は定義されていません(以前求められていた、生物多様性センシティブな地域にある、又はその近郊にあるサイトの数や面積の開示要件は削除)。そのため、どの指標が自社の状況に関連性があるかを判断し、それを開示するかどうかは各企業に委ねられています。 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 資源流入については、報告の対象が事業運営に不可欠な「主要な原材料」を対象とすることとなりました。これらは、量、費用、重要性(criticality)、又は戦略的関連性に基づいて特定されます。さらに、「クリティカル原材料」及び「戦略的原材料」の重量割合を示す新しい要件が追加されました。 ▪ 資源流出については、開示対象が「主要な製品」に絞られ、修理可能性に関する要件が精緻化されるとともに、製品とパッケージの区別を明確にすることが求められるようになりました。

弊法人のコメント

定性的情報の要件は大幅に削減されましたが、全体として定量的指標は ED ESRS E2～E5において維持されており、企業がこれまでの取組みを活かし、現在の環境パフォーマンスの報告における継続性を確保できるようになっています。

用語、定義及び方法論

一部の用語については定義が改訂されましたが、追加的な定義や例、方法論に関する明確化が、効果的かつ一貫した適用をさらに後押しするかどうかを、ステークホルダーは検討する必要があります。いくつかの用語（「通常の操業」、「重要な汚染物質の排出」、「サステナブルな調達」、「輸入業者」など）は依然として解釈上の課題を生じる可能性があります。また、いくつかの開示については、方法論上の疑問（例：E5における廃棄物やパッケージデータの計算、E3における「海水」の取り扱い、E2における製造された汚染物質と調達された汚染物質の区別）や、表示方法の課題（例：E2における高懸念物質の内訳）が生じる可能性があります。

ESRS と各國定義の違い

一部の新しい用語や定義は、すでに各国の法律や規制に存在している可能性があります（例：拡大生産者責任が一部の法域で導入済み）。ステークホルダーは、それによって生じ得る適用上の課題を考慮することが期待されます。また、ステークホルダーは、ESRS が、適切な場合に企業が既存の各國定義や方法論（例：リサイクル可能性）をそのまま使うことを認めるべきかを考えることも重要です。その上で、比較可能性を確保するために、提案された定義を用いて利用者に誤解がないように分かりやすく説明する方法（例：方法論に関する注記で明示する）を検討することが期待されます。

生物多様性のレジリエンス、指標の枠組み、及び移行計画：

- 生物多様性に関するレジリエンス分析の削除は、基準を簡素化する一方で、企業の戦略やビジネスモデルがバリューチェーン全体における生物多様性関連の物理的リスク、移行リスク、システムリスクにどのように耐えられるかについての見通しを低下させる可能性があります。ステークホルダーはこの戦略的なインサイトを確保するうえで、補足的なガイダンスが役立つかどうかを考慮することが期待されます。
- 生物多様性及び生態系に対する重要なインパクトに関する指標を報告する要件は残されていますが、使用する指標の選定には柔軟性が認められています。ステークホルダーは、企業間での報告の一貫性を高め、開示情報の比較可能性を確保するため、既存の枠組みや実務からの例や追加的な明確化が必要かどうかを検討することが期待されます。
- 同様に、生物多様性に係る移行計画の実務はまだ発展途上にあるため、新たな開示要件を明確にするために追加的なガイダンスが有益であるとステークホルダーが感じる可能性があります。

サイト別とロケーション別の開示

より原則主義的なアプローチへの移行により、企業はサイト（施設）ごとの自然関連データを集約することが可能になりました。例えば、複数の拠点が同様の自然関連の依存関係やIROを共有している場合には、地域レベルで集計することで、不必要的細分化を避けることができます。この柔軟性は、異なる特性が存在する場合にサイトレベルでの開示を求めるTNFD フレームワーク（又は将来的な IFRS サステナビリティ開示基準）との相互運用性を支えています。ただし、ESRS 報告企業は、ESRS 1 の原則に従って、集約レベルが重要なインパクトを不明瞭にさせないようにしなければなりません。

データの入手可能性

「Wave 1」の企業からは、特定のKPIを作成する際の労力やコストに関して懸念が示されています。例えば、製造業者ではなく物質の使用者に対する「高懸念物質（SVHC）」の開示などは、社内システムで日常的に追跡・管理されていない場合があります。企業は、提案されている開示が実務上実現可能かどうかを検討することが望まれます。

6 社会基準の改訂

6.1. 概要

6.1.1. トピック・サブトピック・サブサブトピック

社会基準の簡素化に伴い、マテリアリティ評価において考慮するトピック、サブトピック、サブサブトピックの構成も整理されました。ED ESRS 1 のトピック一覧(旧 AR 16 のリスト)からサブサブトピックの階層は削除され、これまでサブサブトピックとされていたものはサブトピックへ格上げされるか、他のサブトピックと統合されました(統合された場合はサブトピック名の後に括弧で記載されています)。

6.1.2. 定性的開示の削減

ESRS 2の詳細要件に係る開示要求の削減

社会基準では、SBM-2(ステークホルダーの関心と見解)や SBM-3(重要なインパクト・リスク・機会と戦略・ビジネスモデルとの相互作用)といった ESRS 2 関連の開示要件は削除されました。これらは ED ESRS 2 に統合され、ED ESRS 2 と各トピック別基準の新たな連携のあり方に沿って整理されています。

方針・プロセス・行動

定性的なデータポイントは大幅に削減され、ESRS 2 の「全般的開示要件」との重複を排除する形で統合されました。具体的には、インパクトに関するステークホルダーとの関与プロセス、負のインパクトを是正するためのプロセス、懸念を申し立てるチャネルに関する従来の開示要件が、これらの要素間のつながりを反映し簡素化された要件へと統合されています。この変更に伴い、他の開示要件の番号も変更されています(例: セット 1 の S1-14「安全衛生に関する指標」は、S1-13 に再分類)。また、そのようなプロセスが存在しないことを示す否定的な記載要求は削除されました。

人権方針

社会基準において要求されていた人権方針の透明性確保と、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」、ILO「労働における基本的原則及び権利に関する宣言」、OECD「多国籍企業行動指針」との整合性に関する要件は、方針に関するED ESRS 2 一般開示要件(GDR-P)における単一の「人権方針」開示へと統合されました。

弊法人のコメント

ED ESRS S1とS2におけるサブトピック及びサブサブトピックの合理化は、企業のマネジメントプロセスとより整合し、焦点を絞ったIROに関連するマテリアリティ評価及び報告を実施できるようにする可能性があります。さらに、ED ESRS S1とS2のトピック構造の整合性は、企業が既存の自社従業員に関するプロセスや方法論をESRS S2の目的に活用する上で役立つ一方、特に構成や動態、雇用形態が自社従業員とは大きく異なる場合には調整が必要になる可能性があります。

一方、ED ESRS S3及びS4のサブトピックの区分は変更されていませんが、これらのトピックが成熟し、報告実務やステークホルダーの期待が洗練されるにつれて、将来的に変化する可能性があります。

6.2. 自社従業員基準の改訂 - ED ESRS S1

ESRS S1	ESRS セット 1	公開草案	削減	NMIG(任意の例示的ガイダンス)へ移動
Shall DP*	127	60	-53%	14
(必須データポイント)				
May DP*	55	0	-100%	10
(任意データポイント)				
合計*	182	60	-67%	24
ページ数**	39	17	-56%	

* 出所: EFRAG, Basis for Conclusions, Draft Amended ESRS July 2025, pp. 81-82

** 出所: EY, すべての基準のページ数に基づき、目次から始まり、付録を含める(用語集は除外)

6.2.1. 指標の簡素化

現行のESRS S1における定量的データポイントの約33%が削除されました。これには、全てのサブトピックにわたって、すべての任意開示項目と、一部の必須項目が含まれます。

主な削除例は以下のとおりです。

- 報告期間中に企業を離職した従業員の総数を、従業員の特性(S1-5)から削除
- 年齢分布を多様性の指標(S1-8)から削除
- 社会保障の対象外である従業員の種類は削除 (S1-10);
- 社会保障の指標(S1-10)に関して、退職を社会保障で対象とされる主要なライフイベントの一覧から削除及び育児休暇を産休に置き換え
- 死亡事故によって失われた日数を、安全衛生指標(S1-13)から削除
- 家族休暇の取得件数を、ワークライフバランス指標(S1-14)から削除
- 人権に関する罰金や制裁金と深刻な人権侵害事案の照合に係る従来のデータポイントは削除 (S1-16)
- 「深刻な」人権侵害という概念は削除され、深刻な人権侵害は他の人権侵害とあわせて報告 (S1-16)

6.2.2. マテリアリティの明確化、閾値及び方法論の改定

マテリアリティに基づく開示

ED ESRS 1 における包括的なマテリアリティの原則の明確化と整合する形で、S1 のサブトピックのうち一つのみが重要である場合、企業はそのサブトピックについてのみ報告します。ただし、ED ESRS S1 は例外を明示しており、「従業員の特徴」(S1-5) 及び「差別及びその他の人権侵害に係る事案」(S1-16) に関する開示要件は、企業が「自社の従業員」を重要であると結論付けた場合には必ず適用されます。さらに、「非従業員の特徴」(S1-6) は、非従業員が企業にとって重要であると判断される場合に適用されます。

国別閾値

従業員数の国別内訳(S1-5)及び、EEA 内での団体交渉協定又は労働者代表によりカバーされている従業員の全体割合(S1-7)の開示に関する閾値は、従業員数が50人以上で、かつ従業員数が多い上位10か国に設定されました。

これは従来の「総従業員数の10%以上を占める50人超の国」という閾値に代わるものです。

方法論

指標を算出する方法論を提供していた多くの従前のAR(適用要件)は削除されるか、NMIG(任意の例示的ガイダンス)に移されています。ARとして残っているのは、コアとなる方法論上の観点及び表示のオプションと見なされるものだけであり、いくつかの明確化が追加されています。

例えば、ED は、従業員離職率の計算(S1-5)及び平均研修時間の算定(S1-12)において使用される分母は、平均従業員数でなければならないと規定しています。

また、非従業員の定義(S1.8項)、保証のない労働時間契約(S1-5. AR 12項)、及び労働災

害(S1-13. AR 27項)については、各国の法令への参照が追加されています。障害に関する開示(S1-11)については、企業は、国ごとに自らの障害の定義を適用するか、あるいは各国の法的定義に依拠することができます。

定的形式及びテンプレートによる表示

従業員特性、団体交渉及び社会的対話を扱う表など、これまで必須であった表は、定的形式が認められたため、現在では任意となっています。推奨される表は、参照及び指針のためにARに詳細が示されています。

6.2.3. 主要な指標に関するポイント

適正賃金

従業員が十分に賃金を支払われているかどうかを評価するにあたり、開示要件S1-9「適正賃金」は、最低賃金を「適正賃金」を構成するものとして定義された基準値と比較することを要求しています。非EEA諸国について、これまでには、複数の情報源に基づくヒエラルキーとして、法律又は団体協約によって定められた適正賃金、それに続くものとして、国の最低賃金、さらに、特定の基準を満たす任意の基準値とされていました。提案されているアプローチは、これをEU域外国について置き換え、新しいILO原則に基づく基準値のヒエラルキーを導入することとしています。

-
- 1 第一に、団体交渉を通じて設定された賃金水準、又は法律や団体交渉協定によって定められた法定最低賃金であり、ILOの賃金設定原則を考慮し2年ごとに定期的に見直される
 - 2 第二に、適切な最低賃金が存在しない場合には、労働者が所在する国の公的機関により権限を与えられた機関が作成した、生活賃金に関する推計であって、ILOの生活賃金推計に関する原則を考慮したもの
 - 3 (1) 又は(2)に挙げられた手段が存在しない場合には、ILOの生活賃金推計に関する原則を考慮した、既存のいかなる生活賃金推計であっても用いることができる。

性別賃金格差

統合的な性別賃金格差の指標(S1-15)（「未調整」）は引き続き開示が求められています。一方で、従業員区分や国／セグメント、又は報酬要素ごとに区分して提示する「調整済み」の性別賃金格差のオプションは削除されました。他の指標に関しては、性別ごとの区分は範囲が縮小され、現在は従業員数、常勤従業員数、臨時従業員数、そしてトップマネジメント数の多様性に限定されています。

非従業員データポイント

新しいAR（適用要件）では、非従業員に関する開示は、インパクト・リスク・機会に大きな影響を与える場合、つまりビジネスモデルにとって重要な役割を果たすケース（例：柔軟な労働力の確保や主要な業務プロセスでの活用）に必要とされるとして示されています。また、拘束力のないNMIG（任意の例示的ガイドライン）には、従業員と非従業員を区別するための新しい図解付きの意思決定ツリーが追加されています。開示の範囲はEDでは、非従業員の人数、安全衛生マネジメントシステムの適用範囲、労働災害による死者数、記録可能な労働災害の件数と率、そして差別やその他の人権侵害の事案（いずれも従業員と非従業員を含む自社労働力に関するデータポイント）に限定されています。

弊法人のコメント

ステークホルダーは、今回の修正案が、要求事項の詳細性と、情報の関連性や比較可能性の確保との間で適切なバランスを保っているかを考慮する必要があります。

▪ 方法論や概念の明確さ

ED ESRS S1 が大幅に整理されたことを踏まえ、ステークホルダーは、以前の AR(適用要件)に記載されていた一部の方法論が削除されたことによって、適切に開示内容を判断したり、同業他社や同地域の企業と情報を比較することに支障が出ないかを確認する必要があります。また、新しい概念(例:「社会的保護の欠如」)が導入されたことについても、明確な定義がない場合に解釈上の混乱を招きかねないため、慎重に検討する必要があります。(たとえば、「社会的保護の欠如」が、そもそも制度に加入していないことを指すのか、それとも一定の期間や報酬基準に照らして不十分な保護を意味するのか)。

▪ 適正賃金に関する協議

EFRAG が国際的に認められた枠組みに沿って改善を進めている点は評価されます。企業は上述の EU 域外国における新しい方法論やヒエラルキーの影響をよく検討することが期待されます。適正な生活賃金を ILO の原則に基づいて見積もるために、基礎となるデータやガイドラインが必要になる場合もあるでしょう。EFRAG では、一部の理事から、国によっては最低賃金が適正賃金基準を下回る可能性があるという懸念も示されています。さらに、「全従業員が適正賃金を受け取っているのであれば、その旨を記載するだけで十分」とする規定は、採用した方法論の透明性を欠き、開示の比較可能性を損なう恐れがあります。こうした影響を実務的に理解し、将来的な基準作りに貢献するためには、EFRAG が協議と並行して実施しているフィールドテストに参加することが推奨されます。

▪ 性別賃金格差

EFRAG は今回、調整済み性別賃金格差に関する任意のデータポイント削除について、具体的なフィードバックを求めていました。これまでに寄せられたフィードバックでは、必須とされている「統合された未調整の賃金格差」の代わりに、従業員区分別や国別の調整済みデータに置き換える検討もありました。ステークホルダーは、この点についてどのようなアプローチを推奨するか検討することが期待されます。未調整の性別賃金格差は、賃金格差の全体像を把握し、業種や企業間で標準的に比較できる利点があります。一方で、調整済みの指標は、同じカテゴリーや職位、地域など、より比較可能な集団内での賃金差を反映するため、より精緻な視点を提供します。Wave 1 の報告でも実務上の多様な取り扱いが見られており、両方の指標は補完し合うものと考えられます。

6.3. その他の社会基準の改訂- ED ESRS S2 から S4

その他の社会関連の公開草案には、「バリューチェーン内の労働者(ED ESRS S2)」、「影響を受けるコミュニティ(ED ESRS S3)」、「消費者とエンドユーザー(ED ESRS S4)」が含まれています。

ESRS S2-S4	ESRS セット 1	公開草案	削減	NMIG(任意の例示的ガイドライン)へ移動
Shall DP* (必須データポイント)	136	52	-62%	12
May DP* (任意データポイント)	55	0	-100%	33
合計*	191	52	-73%	45
ページ数	45	16	-64%	

* 出所: EFRAG, Basis for Conclusions, Draft Amended ESRS July 2025, pp. 81-82

** 出所: EY, すべての基準のページ数に基づき、目次から始まり、付録を含める(用語集は除外)

構造的な簡素化

定性的なデータポイントは70%以上削減され、表現もより簡素化され、原則主義へと合理化された要件へと見直されました。

従来は各基準で5つの開示要求が設けられていましたが、現在は「方針」「ステークホルダーとの対話(救済や相談窓口を含む)」「行動」「目標」の4つに整理されています。

弊法人のコメント

原則主義のアプローチに移行することで、社会関連のESRS全体(ED ESRS S1の定性的開示要件を含む)において、より統一された構造が整い、企業は自社操業における特に重要な課題に注力できるようになります。

一方で、S2～S4基準で細かな要素が削除された結果、要件があまりに抽象的になりすぎ、透明性や報告の比較可能性が損なわれる懸念があるかどうかは、ステークホルダーが検討すべき点です。

また、ED ESRS 1(セクション2.4参照)で示されたバリューチェーンデータ収集に関する救済措置は、S2～S4に基づく報告の複雑さを軽減する効果が期待されています。

7 事業活動(の実践)の改訂 - ED ESRS G1

ESRS G1	ESRS セット 1	公開草案	削減	NMIC(任意の例示的ガイドライン)へ移動
Shall DP* (必須データポイント)	42	21	-50%	1
May DP* (任意データポイント)	11	0	-100%	5
合計*	53	21	-60%	6
ページ数**	9	5	-44%	

*出所: EFRAG, Basis for Conclusions, Draft Amended ESRS July 2025, pp. 81-82

**出所: EY, すべての基準のページ数に基づき、目次から始まり、付録を含める(用語集は除外)

7.1. 構成の見直し

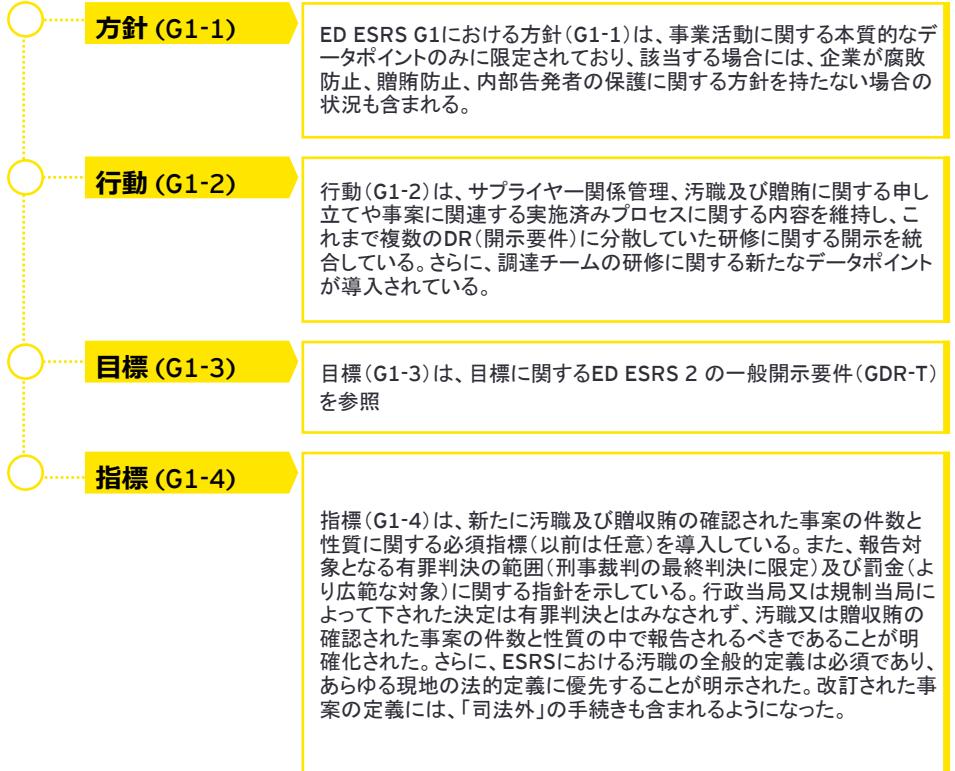
ED ESRS G1は、他のトピック別基準と整合性を持たせるために、「方針・行動・目標・指標」という明確な構成に整理されました。

従来 ESRS 2 に含まれていた、事業活動に関するガバナンスや DMA プロセスの開示は削除され、代わりに方針・行動・目標に関する ESRS 2 の全般的要件(GDR PAT)を明確に参照する形となっています。

また、ESRS 1 付録 A(旧 ESRS 1 AR16)に含まれていたトピックのサブカテゴリーは次の3つに統合されました

- i. 企业文化(贈収賄防止、内部通報者の保護、動物福祉を含む)
- ii. 政治的影響やロビー活動
- iii. サプライヤーとの関係管理(不公正な支払慣行を含む)

7.2. 定性的開示と指標の再整理



ほとんどの任意データポイントはG1 NMIG(任意の例示的ガイドライン)へ移されました。加えて、支払慣行に関する指標 (G1-6)は、データ収集や比較可能性に関する懸念に対応するため、より簡素化された形に見直されています。これに伴い「請求書の平均支払日数」は削除され、現在の開示要件は標準的な支払条件、関連する支払いの適正さ、そして法的手続きに重点が置かれています。また、サプライヤーを区分ごとに情報開示する際には、中小企業 (SMEs)への配慮が強調されています。さらに、G1 NMIGに追加された新しい任意の支払慣行表は、中小企業とそれ以外の企業のデータを分けて扱うことの重要性を示しています。

弊法人のコメント

▪ 定義と方法論の重要性

ステークホルダーは、いくつかの指標についてどのように報告すべきか、追加のガイドラインが必要かどうかを検討する必要があります。たとえば、研修の「カバレッジの程度」、(請求書の件数や金額ベースを基にした)標準的な支払条件に沿った支払いの割合をどのように算出するのか、そして「未決の遅延支払いに関する法的手手続き」の範囲をどこまで含めるのか、といった点です。

▪ 法的定義の取り扱い

有罪判決や罰金といった有用な定義が導入されてはいるものの、汚職関連の情報開示には依然として慎重な法的検討が求められます。特に、国内法ではなくESRSの定義を必ず優先して用いることが義務付けられている点や、有罪判決、罰金、事案、確認済み事案の様々な範囲は、どこまでを報告対象とすべきかを判断するにあたって、法的専門家の協力が欠かせない場合もあります(例: 司法判断の取り扱いが管轄ごとに異なる場合や、「司法手続き」と「非司法手続き」をどう定義するかなど)。

8 次のステップ

公開草案へのコメント受付は2025年9月29日で締め切られます。その後、EFRAGは寄せられたフィードバックを分析し、基準の修正を行ったうえで、2025年11月30日に欧州委員会(EC)へテクニカルアドバイスを提出する予定です。さらに、各種ステークホルダーと意見交換を行うための幅広い活動も計画されています。

ECにテクニカル・アドバイスが提出された後も、基準は制度的な審査を受けます。具体的には、欧州の3つの監督機関(ESMA、EBA、EIOPA)の見解や、欧州中央銀行、欧州監査監督機関連合委員会、欧州環境庁などとの協議が含まれます。

ECは委任法を採択する前に、短期間の正式なパブリック・コンサルテーションを実施する見込みです。これは「オムニバス簡素化パッケージ」に含まれる「コンテンツ」指令の公表後、6か月以内に行われる可能性が高いとされています。このパッケージは現在、欧州議会と理事会で協議中であり、2026年初頭に最終化される予定です。

委任法が採択されると、欧州議会と理事会による2か月間の精査期間に入ります。そこで異議が出なければ、EU官報に掲載され、正式に発効します。

欧州委員会の目標は、企業が2027年度の報告から改訂基準を適用できるようにすることです。ただし、希望する企業については、2026年度の報告から前倒しで適用する選択肢が認められる可能性もあります。

弊法人のコメント

■ ESRS セット 1

2025 年度については、依然として ESRS セット 1 が適用されます。改訂基準が最終化され、欧州委員会により採択された場合でも、法的に適用されるのは 2026 年度又は 2027 年度以降であり、企業は 2025 年度の報告には引き続き ESRS セット 1 を適用することになります。ただし、CSRD の対象となる企業は、2025 年 4 月に導入された「ストップ・ザ・クロック」指令や、2025 年 7 月に採択された「ESRS 緊急措置」規則による救済措置を適用することができます。

■ 2025 年度における ESRS セット 1 の明確化

ステークホルダーは、EFRAG が最終版の結論の根拠において、改訂 ESRS の一部要素を明確化と見なすのか(それ故、ESRS セット1の採用時に考慮できるのか)、それともデータポイントの削除、新たな救済措置、又は義務の変更(例:買収・売却に関する新たな救済措置、温室効果ガス排出の新たな境界設定など)と見なすのかについて確認を求めることが期待されます。

■ 相互運用性

EFRAG は結論の背景において、相互運用性を高める要素と、逆に違いを生じさせる可能性のある要素を整理しています。改訂基準が最終化された段階で、EFRAG と ISSB は 2024 年 5 月に公表した共同で発行した相互運用性ガイドラインを更新する予定です。

EYは、クライアント、EYのメンバー、社会、そして地球のために新たな価値を創出するとともに、資本市場における信頼を確立していくことで、より良い社会の構築を目指しています。

データ、AI、及び先進テクノロジーの活用により、EYのチームはクライアントが確信を持って未来を形づくるための支援を行い、現在、そして未来における喫緊の課題への解決策を導き出します。EYのチームの活動領域は、アシュアランス、コンサルティング、税務、ストラテジー、トランザクションの全領域にわたります。蓄積した業界の知見やグローバルに連携したさまざまな分野にわたるネットワーク、多様なエコシステムパートナーに支えられ、150以上の国と地域でサービスを提供しています。

All in to shape the future with confidence

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

About EY Global Corporate Reporting Services Group

グローバルな会計基準とサステナビリティ開示基準は、企業の財政状態や業績、そしてそれらに影響を及ぼすサステナビリティ関連要因を評価し、比較するための一つの尺度を世界経済に提供します。IFRS会計基準及びIFRSサステナビリティ開示基準(総称してIFRS基準)を含む国際財務報告基準(IFRS)を適用又は移行する企業にとって、権威あるタイムリーなガイダンスは、発展し、進化し続けるIFRS基準を使いこなすために不可欠です。EYグローバル・コーポレート・レポーティング・サービス・グループは、IFRS会計基準及びサステナビリティ開示基準の適用と解釈をサポートするための国際的なリソース(人材と知識)の開発を支援してきました。それによって、EYグローバル・コーポレート・レポーティング・サービス・グループは、グローバルなEYネットワークからの最新の洞察を含め、深い対象分野に関する深い知識と幅広いセクター経験をマーケットに提供しています。

EY新日本有限責任監査法人について

EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくは ey.com/ja_jp/about-us/ey-shinnihon-llcをご覧ください。

© 2025 Ernst & Young ShinNihon LLC.

All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

本書には、IFRS® Foundationの著作権に関する資料が含まれています。この資料は、IFRS Foundationの許可を得てEYが複製したものです。第三者による複製または配布の許可は付与されていません。IFRS基準への完全なアクセスおよびIFRS Foundationの活動については、<http://eifrs.ifrs.org>をご覧ください。

本資料は EYG 006471-25Gbl の翻訳版です。
ey.com/ja_jp

Glossary

Acronym	Full Form
AR	Application Requirement
BC	Basis for Conclusions
BP	Basis of Preparation
CapEx	Capital Expenditure
CSRD	Corporate Sustainability Reporting Directive
CSDDD	Corporate Sustainability Due Diligence Directive
DMA	Double Materiality Assessment
DP	Datapoint
DR	Disclosure Requirement
E1	Environmental Standard - Climate Change
E2	Environmental Standard - Pollution
E3	Environmental Standard - Water
E4	Environmental Standard - Biodiversity and Ecosystems
E5	Environmental Standard - Circular Economy
EBA	European Banking Authority
EC	European Commission
ED	Exposure Draft
EFRAG	European Financial Reporting Advisory Group
EIOPA	European Insurance and Occupational Pensions Authority
ESMA	European Securities and Markets Authority
ESRS	European Sustainability Reporting Standards
EU	European Union
FAQ	Frequently Asked Questions
FTE	Full-Time Equivalent
G1	Governance Standard - Business Conduct
GDR	General Disclosure Requirements
GDR-A	General Disclosure Requirements - Actions
GDR-M	General Disclosure Requirements - Metrics
GDR-P	General Disclosure Requirements - Policies
GDR-T	General Disclosure Requirements - Targets
GHG	Greenhouse Gas
GOV	Governance
IFRS	International Financial Reporting Standards
IFRS S1	International Financial Reporting Standards - General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information
IFRS S2	International Financial Reporting Standards - Climate-related Disclosures
ILO	International Labour Organization
IRO	Impact, Risk, and Opportunity
ISSB	International Sustainability Standards Board
KPI	Key Performance Indicator
LEAP	Locate, Evaluate, Assess, and Prepare (TNFD Framework)
NMIG	Non-Mandatory Illustrative Guidance
OECD	Organisation for Economic Co-operation and Development
OpEx	Operating Expenditure
PAI	Principal Adverse Indicators
PAT	Policies, Actions, and Targets
PCAF	Partnership for Carbon Accounting Financials
S1	Social Standard - Own Workforce
S2	Social Standard - Workers in the Value Chain
S3	Social Standard - Affected Communities
S4	Social Standard - Consumers and End-users
SBM	Strategy and Business Model
SFDR	Sustainable Finance Disclosure Regulation
SME	Small and Medium-sized Enterprise
SOC	Substances of Concern
SVHC	Substances of Very High Concern
TNFD	Taskforce on Nature-related Financial Disclosures
UNGP	United Nations Guiding Principles on Business and Human Rights